

出入国管理及び難民認定法等の一部改正について (新たな在留管理制度に係る措置を中心として)

法務省入国管理局参事官室

はつめい

「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」(平成二十二年法律第七九号)が、本年七月八日、可決・成立し、同月一五日に公布された。本法律中、新たな在留管理制度に係る措置は、公布後三年以内の政令で定める日に施行され、これに伴い、外国人登録制度は廃止される。一方、外国人住民を住民基本台帳法の適用対象に加えることなどを内容とする「住民基本台帳法の一部を改正する法律」(平成二十二年法律第七七号)も、可決・成立、公布されており、新たな在留管理制度に係る措置と同じ日から施行される。本稿では、出入国管理及び難民認定法等の一部改正の概要について、新たな在留管理制度に係る措置を中心に、紹介するものである。なお、条文等

詳細な情報は、法務省入国管理局HP内
<http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact/newimmiact.html>を参照されたい。

改正の背景

現行の在留管理制度は、出入国管理及び難民認定法(以下「入管法」という。)により、法務大臣が、外国人の入国時や在留期間の更新時等に、外国人から必要な資料の提出を受けるなどして審査を行ういわゆる「点」の情報把握が中心で、在留期間の途中における事情の変更は、市区町村が実施している外国人登録制度を通じて把握している。しかし、我が国の国際化が進み、いわゆるニューカマーの外国人が増加するにつれ、頻繁に転職、転居を繰り返す者などの在留状況、特に居住実態を正確に把握することが困難になってきた結果、出入国管理行政上の観点からも、外国人に適切な行政サービスを提供するという観点からも問題が生じ

てきた。そのため、市区町村等から、現行の制度を抜本的に見直し、時代に即したものとすべく強く求められるようになった。

改正の概要

- (1) 新たな在留管理制度に係る措置
 - ア 法務大臣が必要な情報を継続的に把握する制度を構築するための措置
 - (ア) 法務大臣は、入管法上の在留資格をもつて在留する外国人のうち、①三月以下の在留期間が決定された者、②短期滞在の在留資格が決定された者、③外交又は公用の在留資格が決定された者、④これらの外国人に準じたものとして法務省令で定める者を除いたものを中長期在留者として、基本的身分事項、居住地、在留資格・在留期間等を記載した在留カードを、上陸許可や在留資格の変更許可、在留期間の更新許可等の在

留に係る許可に伴って交付する。

(イ) 中长期在留者は、居住地を定めた日から一四日以内に、居住地の市区町村の長を経由して法務大臣に対し、居住地を届け出て、在留カードに居住地の記載を受けなければならない(その後、居住地を変更した場合も同様)。また、氏名等在留カードの記載事項に変更があれば、変更の日から一四日以内に、法務大臣に届け出て、新たな在留カードの交付を受けなければならない。さらに、在留資格に応じて、所属機関の変更や配偶者との離婚又は死別を、法務大臣に届け出なければならない。

(ウ) 情報の正確性を確保するため、①法務大臣が、外国人の所属機関からも、中长期在留者の受入れの状況に関する事項について届出を受ける旨の規定、②法務大臣が届出事項について事実の調査をすることができる旨の規定、③正当な理由がある場合を除き、上陸又は転居後九〇日以内に居住地の届出をしないこと及び虚偽の居住地を届け出たことを在留資格の取消事由とする規定などが設けられた。

また、法務大臣と市区町村との間で、必要な範囲の情報のやりとりを通じて、情報の正確性を確保するとともに、外国人の負担軽減を図っている。すなわち、法務大臣からは、

外国人本人から氏名、生年月日、性別、国籍等について変更届出があった場合や在留資格の変更の許可等によって新たな在留資格や在留期間が決定された場合に、これらの情報を市区町村に通知する。これにより、市区町村は、これらの情報を外国人の住民票に反映させることができるようになる。なお、この法務大臣から市区町村への通知を正確に行う観点から、例えば、外国人住民が出生又は死亡し、市区町村において、住民票を記載又は削除した場合には、その情報を市区町村から法務大臣に通知することになる。また、市区町村からは、居住地情報を法務大臣に通知する。

イ 適法に在留する外国人の利便性を向上させるための措置

在留期間の上限を五年に伸長することとしたほか、有効な旅券及び在留カードを所持する外国人は、出国後一年以内に再入国する場合には、原則として再入国許可を不要とした。

(2) 特別永住者に係る措置

特別永住者については、新たな在留管理制度の対象とはせず、現行制度を實質的に維持しつつ、利便性向上の観点から、制度の見直しを行った。すなわち、現行の外国人登録証明書と同様の証明書(ただし、記載事項は簡素化。)として、法務

大臣が特別永住者証明書を交付することとした上、記載事項の変更や再交付などに係る手続は、従来どおり、市区町村の窓口で行うこととした。なお、特別永住者については、特別永住者証明書及び旅券の携帯義務はなくなった。さらに、再入国許可制度を緩和することとし、有効な旅券及び特別永住者証明書を所持する特別永住者は、出国後二年以内に再入国する場合には、原則として再入国許可を不要とした。

移行措置等

新たな制度の施行時に、既に在留している中长期在留者又は特別永住者については、その者が所持している外国人登録証明書を、一定期間、在留カード又は特別永住者証明書とみなし、法で義務付けられた届出若しくは申請又は任意の切替えの申請により、在留カード又は特別永住者証明書へと切り替えていくこととなる。

また、施行時に市区町村で保管している外国人登録原票については、施行後、速やかに法務大臣に送付することとされている。

おわりに

今回の改正は多岐にわたり、紙面に限りがあるため、概要を紹介するにとどめたが、法務省としては、今後、研修会等を通じて市区町村その他関係者に情報提供をしつつ、円滑な施行に努めてまいりたい。